

都市計画コンサルタント協会 「認定都市プランナー制度」



Certified Urban and Regional Planner

認定都市プランナー制度とは

多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、この業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしたうえで「都市プランナー」として認定し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的とします。

本制度の特徴

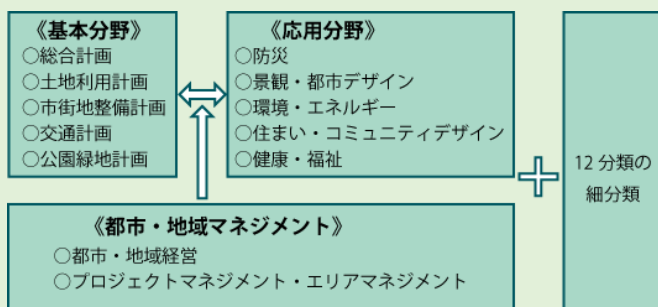
- ①都市計画4団体（都市計画学会、都市計画協会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）の連携協力のもとに、都市計画コンサルタント協会が運営しています。
- ②登録する専門分野の実務実績を重視した認定審査を実施しています。
- ③専門性を明らかにしたうえで認定審査を行います。
- ④推薦方式を採用します。

対象者

- 認定都市プランナー
都市計画分野における実務経験が15年以上の都市計画実務専門家で、3団体のいずれかもしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者
- 認定准都市プランナー
都市計画分野における実務経験が5年以上の都市計画実務専門家で、3団体のいずれかもしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者

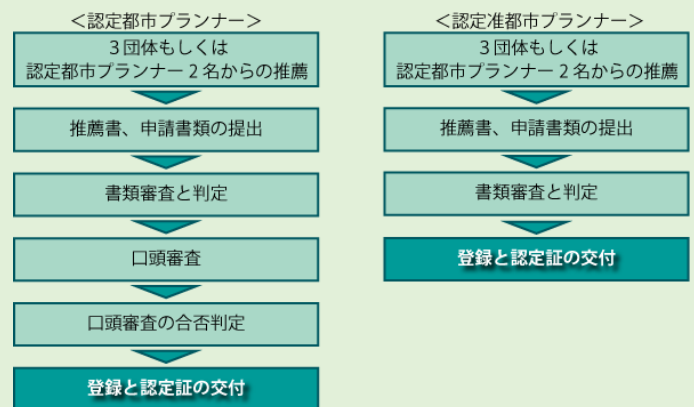
認定・登録の専門分野

- 都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する下記12分野の専門分野を明示し、登録します。
- 1年度1分野のみの登録ですが、翌年度以降であれば他分野を複数登録することも可能です。
- 12分野をもとに、より細かい専門分野の登録（細分類）を行うことが出来ます。



審査までの流れ

認定都市プランナー及び認定准都市プランナーにおける審査までの手順は下記のとおりです。



登録事項のデータベース化

「認定都市プランナー」及び「認定准都市プランナー」の登録事項（氏名、所属、専門分野、業務実績概要等）は、本協会ホームページの認定都市プランナーデータベースで公開し、いろいろな項目で検索が可能です。

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）との連携

ejob 事業による自治体（発注者）業務評価において、優良と評価された業務実績を有する場合は、口頭審査及び登録更新の際に優遇措置を設けるなど、本事業と ejob 事業との連携を図ります。

これまでの登録者数

平成 30 年度の認定審査は終了しました。これにより、平成 31 年 3 月時点で、認定都市プランナー 380 名、認定准都市プランナー 130 名が登録されています。

その専門分野別人数は以下のとおりです（第 1 期認定都市プランナーは専門分野を 2 つまで登録可能としたため、合計人数に対し登録数が重複しています）。

	総合計画	土地利用計画	市街地整備計画	交通計画	公園緑地計画	防災	景観・都市デザイン	環境・エネルギー	住まい・コミュニティデザイン	健康・福祉	都市・地域経営	プロジェクト ・エリアマネジメント	登録者数 合計
第 1 期 認定都市 P	29	46	58	18	11	15	26	4	20	3	20	24	154(274)
H28 年度 認定都市 P	20	6	26	10	4	2	12	1	4	2	6	2	95
H29 年度 認定都市 P	11	6	17	8	10	5	3	2	2	1	3	1	69
H30 年度 認定都市 P	8	10	24	7	3	1	1	2	0	0	4	2	62
計	68	68	125	43	28	23	42	9	26	6	33	29	380(500)
H28 年度 認定准都市 P	9	7	34	4	3	4	5	0	2	0	6	1	75
H29 年度 認定准都市 P	4	6	8	2	1	1	1	0	5	0	3	2	33
H30 年度 認定准都市 P	3	3	6	3	0	1	2	0	0	0	1	3	22
計	16	16	48	9	4	6	8	0	7	0	10	6	130

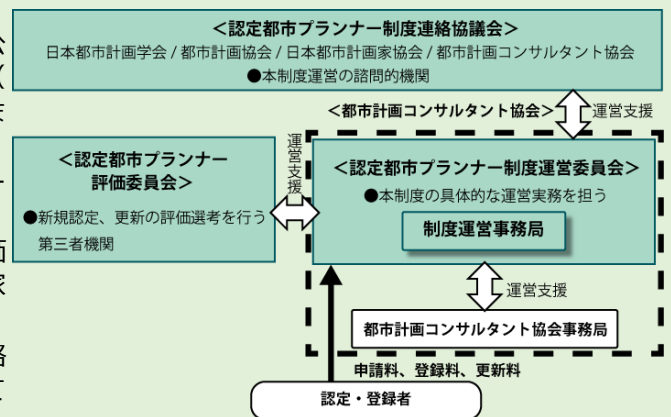
本制度の活用方法

認定都市プランナーは、都市計画 4 団体が連携して認定する我が国で初めての都市計画分野における実務専門家に関する資格です。本制度を自治体等の皆様に活用して頂くためには、次のような方法が考えられます。

- 公募型プロポーザル実施要領等に認定都市プランナー登録・認定制度を活用することにより対象業務に相応しい管理技術者を確保することが可能となり、業務成果のより一層の質的向上が期待できます。
- 自治体等における都市政策アドバイザーや地域のまちづくりへの専門家派遣としての活用。

認定登録運営体制

- 本制度の運営に当たっては、（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、（特活）日本都市計画家協会、及び本協会（以下都市計画関連 4 団体）が連携協力する体制を構築しています。
- 制度運用のための機関として、本協会に「認定都市プランナー制度運営委員会」を置いています。
- 認定審査のための第三者機関として「認定都市プランナー評価委員会」を（公社）日本都市計画学会、（特活）日本都市計画家協会、及び本協会で構成し、認定審査業務にあたっています。
- 都市計画関連 4 団体の構成による「認定都市プランナー制度絡協議会」を設置し、本事業全体に対する運用の調整、助言をしています。（座長：岸井隆幸 日本大学特任教授）



令和 2 年度の認定審査について

認定審査を毎年度継続して実施しています。

令和 2 年度の認定審査の実施要項は、令和 2 年 4 月上旬ごろに都市計画コンサルタント協会のホームページに公表します。